

資料3 管理・運営手法の検討について

第2回専門部会以降、本事業の実施を希望する松山大街道商店街振興組合との意見交換、及び実証実験段階から管理者への関心を示していた沿道店舗等にヒアリングを実施した。

これらを踏まえて整理した管理・運営の方針は、以下の通りである。

①持続的な管理・運営方法について

- ・組合を設置主体、日常的な管理者を管理主体とすることで、実施体制の責任や役割分担を明確にし、日常的に持続可能なものとする。
- ・設置・管理要項を作成し、要項に基づいて管理者を募集する。組合は管理希望者の申請内容を審査し、管理者として認定する。
- ・組合と管理者が覚書を締結することで、要項に位置付けられた内容の履行を担保する。

②街なか空間活用における質の確保

- ・一定の質を確保し、維持するため要項に設置基準を明記する。
- ・申請内容が設置基準を満たすかどうか、客観的に評価するため UDCM 等の外部専門家の協力を得て審査することを仕組みとして明確化する。

項目	対応方針
責任の主体	・ 座り場設置の責任主体は組合とする。
管理・運営費用の負担	・ 原則として、管理者の負担とする。 ・ 但し、イス・テーブル等、提供可能なものは組合から貸与する等協力を行う。 ・ また、管理者が植栽の設置に係る費用の補助を希望する場合、一申請者一度に限り、10万円を限度に組合が初期費用を補助する。
日常管理の負担	・ 管理者が負担する。
イス等の収納場所の確保	・ 日常的に管理者が保管場所を確保する。 ・ 大きなイベント等で保管が難しい時期には、組合と管理者が保管場所を協議する。
管理水準の確保	・ 座り場の「設置基準」として要項等に定める。
空間デザインの「質」の確保	・ 管理者の申請内容が空間デザインについて一定の質を確保しているかについては、組合が UDCM（松山アーバンデザインセンター）等の専門家の助言内容を踏まえて評価する。

事業実施までの今後のスケジュール（案）

